



第108回通常組合会開催 積立規則改正、平成24年度予算等議決

2月25日(土)に第108回通常組合会が北海道医師会館において開催され、平成24年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の制定、別途積立金積立規則の一部改正、平成23年度第1次補正予算、平成24年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、別途積立金積立規則の一部改正、事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付け:第1123号附録で公示(道医国保公示第377号)しているので、ご参照願いたい。

以下、第108回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数63名中、資格確認時39名(最終出席者数48名)、他に表決委任状提出者14名の出席があり組合会は成立した。

最初に、赤倉昌巳理事長から挨拶があった。

赤倉理事長挨拶

『第108回通常組合会を開催するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、悪路、さらに寒さ厳しい中を全道各地からご出席をいただき、ありがとうございます。

皆様方には、日頃より組合運営についてのご理解、ご協力をいただき、お陰様で、大過無く経過しております。

改めまして、御礼を申し上げます。

さて、一昨年来、所得の高い医師国保組合に対する国庫補助率32%の廃止問題につきましては、先生方もメディア等でご存知かと思えます。

また、平成22年から平成23年度には、会計検査院が全国に実地調査を行いまして、今度は組合員の資格問題に対しましても指摘しました。

「医業に従事しているか否か」による組合員資格の可否を問題視し、厚生労働省に対し、意見の具申を行っております。

その対象は、医師・歯科医師・薬剤師の三師組合に関する意見表示となっておりますが、特に、医師国保組合は、狙い打ちされているものと思われまます。

資格問題については、今後、厚生労働省からの案が示され、その策定案に基づき、その対策を行って行きたいと思えますが、国庫補助32%の廃止は、断じて阻止しなければなりません。

全国医師国民健康保険組合連合会、いわゆる、全医連でございますが、昨年10月7日に全体協議会を開催し、本日の業務報告にも記載しておりますとおりの「決議」を満場一致で採択しております。

当番組合の京都府医師国保組合が厚生労働省とのヒアリングに基づいて、自家診療相当額や市町村国保並み保険料とした場合等を算定し、作成されたも



赤倉昌巳理事長挨拶

のでございます。

全医連では、この「決議文」を与野党国会議員に対して陳情を行っております。

私も、全医連の国保問題検討委員会の東北・北海道ブロック代表委員を承っております。

この検討委員会で、「決議文」を基にしまして、京都府医師国保組合だけではなく、全国の医師国保組合における数値を裏付けとして、これをもってより強力に陳情すべきであるとして、全国調査を決定いたしました。

本日、その調査結果をお配りしております。ご覧いただき、定率国庫補助が、いかに必要欠くべからざるかを、ぜひ、ご確認下さいませよう、お願い致します。

このような状況の下で、この度平成24年度の予算を策定した訳でございますが、事業方針案の審議の中におきましても、先生方のご意見を、頂戴いたしたいと思えます。

昨年7月の組合会では、平成22年度の決算のご承認をいただいておりますが、平成23年度におきましても、国庫補助金は、従来通り交付されており、現在のところ、収支状況につきましては、ほぼ予定どおりに推移いたしております。

従いまして、保険料の賦課等につきましては、備蓄してきた財産も保有していることから、昨年の保険料等検討委員会でも、現状維持との答申をいただきました。



畑俊一常務理事提案説明

しかし、今後の国の動向には十分に注視し、見極める必要があろうかと思っております。

また、積立金を多く保有することについても、厚生労働省では問題視いたしております。

これらの対策につきましても、平成24年度の予算に組み込んでおります。

以上、申し述べました通り、医師国保組合を取り巻く環境は、大変厳しいものがございますが、先生方の健康増進、福祉の充実のためにも、組合存続に努めて参りたいと思っております。

本日の組合会では、規程・規則の一部改正の他、予算案件がございます。

なにとぞ、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

ご静聴どうもありがとうございます。』



赤倉昌巳理事長挨拶後、畑俊一常務理事の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の2名の方である。表彰後、赤倉理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、山本秀樹議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

北見ブロック 遠 軽：瀧本 玲子 議員
日胆ブロック 苫小牧市：和田 啓二 議員

報告事項に入り、業務報告は畑常務理事から、監査報告は上西仁監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。

ここで、議長は山本議長から佐藤信清副議長に交代し議案審議に入った。

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

1. 北海道医師国民健康保険組合職員給与規程（別表）の一部改正について



堀江洋三常務理事提案説明

2. 平成24年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について

畑常務理事が上記の項目について提案理由を説明し、審議に入り、1の「組合職員給与規程（別表）の一部改正」、2の「平成24年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定」については理事会専決原案どおり承認可決した。

1. 組合職員給与規程（別表）の一部改正

※北海道人事委員会の勧告における行政職給料表改正に基づく、当組合職員給与規程別表第1の甲（給料表）の改正。

（改正施行期日：平成23年12月1日）

2. 平成24年度法令遵守（コンプライアンス）の実践計画の制定

※国民健康保険組合の組織運営における法令遵守（コンプライアンス）体制の整備ために、国民健康保険組合規約例が改正されたことを踏まえ、平成24年度版として実践計画を制定。

（施行期日：平成24年4月1日）

議案第2号 北海道医師国民健康保険組合別途積立金積立規則の一部改正について

堀江洋三常務理事が提案理由を説明し、審議に入り、この規則改正にかかわる議案は、組合会議員定数の3分の2以上の賛成を得て原案どおり承認可決した。

※別途積立金積立規則の一部改正の主な理由と内容は、次のとおりである。

平成20年度から施行された後期高齢者医療制度により、拠出金制度が後期高齢者支援金などに変更となり、さらに決算剰余金については、医師国保組合を取り巻く環境の変化から、別途積立金として保有することに限界もあり、状況に対処するため組合会で議決を経たものに限り使用（振替）することができるよう改正。

（改正施行期日：平成24年3月1日）



組合会議場

議案第3号 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について

堀江洋三常務理事が提案理由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

※平成23年度予算第1次補正

平成23年度第1次補正予算の主な理由と内容は、次のとおりである。

〔歳入の部〕

1. 国保連合会の国保総合システムに対応させるためのシステム開発費用、ならびに全協が開発した「国保組合共通システム」導入に伴う備品購入費と全協に対する開発費負担金については国庫補助が見込まれるため増額計上。
2. 保険給付費の支出不足見込みと、確定した後期高齢者支援金等・前期高齢者納付金等・過年度分超過国庫補助金返還金の支出不足、ならびに法定積立金の準備積立金において必要額超過額分取り崩し繰入により増額計上。

〔歳出の部〕

1. 国保連合会の国保総合システムに対応する当組合システムを修正の上、再構築するため、ならびに全協が開発した国保組合共通システム導入に向け、サーバー等対応機器を購入するため増額補正。
2. 保険給付費における療養給付費の増加見込みにより増額補正。
3. 全協が開発した「国保組合共通システム」は、開発費については全国保組合で負担し、この負担に対し国庫補助を受けるため、国保組合共通システム共同事業負担金の支給に伴う歳出科目を新設し、第6款 共同事業拠出金等と款の名前を変更し、増額補正。
4. 平成23年度の後期高齢者支援金額等の金額が確定したため、支援金不足額について増額補正、ならびに後期高齢者関係事務費拠出金も増額補正。
5. 平成23年度の前期高齢者納付金額等の金額が確定したため、納付金不足額について増額補正。
6. 平成22年度国庫補助金の「療養給付費補助金」「事務費負担金」「国保組合特定健康診査・保健指

導国庫補助金」の精算超過交付額返還金が確定したため、および平成18年度からの特定被保険者にかかわる国庫補助金の補助率の算定相違による自主返還分について増額補正。

- ◎平成23年度当初予算総額 2,056,398千円
- ◎ " 第1次補正額(増額) 150,337千円
- ◎平成23年度第1次補正後予算総額 2,206,735千円

議案第4号 北海道医師国民健康保険組合事業方針について

議案第5号 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

議案第4号・議案第5号については関連があることから一括提案が認められ、議案第4号の『事業方針の正文』を事務局が朗読し、続いて堀江常務理事が両議案の提案理由を説明し、審議の結果、第4号および第5号議案は原案どおり承認可決した。

※平成24年度の事業方針の策定にあたっての事業方針の概要は次のとおりである。

平成22年11月16日の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「所得水準の高い国保組合(全国47都道府県の医師国保組合)に対する定率補助の廃止」が結論として出された。この後の平成23年度予算大臣折衝では「平成24年4月からの実施を念頭に、所要の法律改正案を次期通常国会に提出することを目指す」と厚生労働大臣・財務大臣・国家戦略担当大臣による三大臣合意がなされた。

平成23年度の通常国会においては、法律改正案の提出はされなかったが、平成23年6月30日に政府与党社会保障改革検討本部で決定された社会保障と税の一体改革成案で「国保組合の国庫補助の見直し」が盛り込まれた。

厚生労働省は、「一昨年の三大臣合意があること」から、平成24年度通常国会への法案提出を進めようとしている。もし仮に、本年度の通常国会へ法案提出された場合には、医師国保組合の存亡にも及ぶことから、何としても法案提出を阻止しなければならない重要な時期となる。全医連や日本医師会とともに、組合員各位の総力をもって立ち向かい、医師国保組合を今後とも存続できるように行動していかなければならない。

厚生労働省では所得水準の高い医師国保組合は、積立金を多く保有し、国庫補助が無くても十分事業運営ができると判断している。

さらに、会計検査院では全国的に実地調査を行い、医業に従事していない組合員が加入していることを問題視し、厚生労働省に対し会計検査院法第36条の規定に基づき、改善するよう意見表示をしている。

それらを含めて医師国保組合を取り巻く環境は、日々厳しさを増しているが、資格の適正化においては、今後、厚生労働省から示されるであろう策定案に基づき、粛々と対処して行く所存である。

平成23年度の予算執行状況は、収入面では定率国庫補助金が、従来通りに交付されており、支出面では療養給付費が予算の範囲内に落ちている状況でもあり、収支のバランスがとれた財政状況で推移していると言えよう。

平成24年度の予算編成においては、国庫補助金も従来通りを見込み、保険料等検討委員会で審議いただいた答申に基づき、「保険料・給付割合等に関しては、現状維持に据え置く」こととする。

基本的には平成23年度の事業を踏襲することとし、平成23年度から実施し、好評だった「リフレッシュ野球観戦」事業も継続して実施する。

当組合は、被保険者数の減少による保険料収入の減少とともに、後期高齢者支援金等による負担増が顕著となっているが、過去から蓄積してきた財産により、ここ数年の負担増には十分対応できるものと思われる。

将来的には保険料見直しによる財政建て直しも必要かと思われるが、当面の事業運営においては、健全財政を維持しつつ、組合員・被保険者の健康への意識強化を図り、さらなる福祉の充実を図れるよう計画を策定して行きたい。

※平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行され、これに伴い各保険者には、この保険料の徴収が義務づけられている。本組合の被保険者全員は後期高齢者支援金等賦課額として、平成24年度は1人月額2,840円(予定)を納付することになる。

また、介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者)の保険料としての介護保険負担額は、平成24年度は1人月額3,240円を納付することになる。

※平成24年度予算規模

- ・平成24年度予算総額(A) 1,958,726千円
- ・平成23年度第1次補正後予算総額(B) 2,206,735千円
- ・比較増減(A-B) ▲248,009千円 (11.2%減)

永年在任者2名を表彰

平成23年度被表彰者名簿(敬称略)

※支部長および組合会議員として10年以上在任された方

旭川市支部 山下 裕久(10年10ヵ月間)

※役員および組合会議員として10年以上在任された方

札幌市支部 堀江 洋三(10年10ヵ月間)

平成24年度 歳入・歳出予算の概要

歳入科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	歳出科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,202,201	▲1.8	61.4	1. 会議費	34,746	14.7	1.8
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	130,793	▲8.9	6.7
3. 国庫支出金	432,808	▲8.6	22.1	3. 保険給付費	1,032,721	▲16.9	52.7
4. 前期高齢者交付金	1	0.0	0.0	4. 老人保健拠出金	165	▲72.1	0.0
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 介護納付金	179,811	1.4	9.2
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 共同事業拠出金	45,772	▲1.1	2.3
7. 共同事業交付金	39,650	▲2.9	2.0	7. 後期高齢者支援金等	334,385	5.2	17.1
8. 財産収入	1,403	▲45.5	0.1	8. 前期高齢者納付金等	14,764	▲39.8	0.8
9. 繰入金	182,004	▲56.1	9.3	9. 保健事業費	126,000	15.8	6.4
10. 繰越金	100,000	100.0	5.1	10. 積立金	8,570	▲55.0	0.4
11. 諸収入	656	62.4	0.0	11. 諸支出金	19,123	▲65.0	1.0
				12. 予備費	31,876	▲22.8	1.6
歳入合計	1,958,726	▲11.2	100.0	歳出合計	1,958,726	▲11.2	100.0

※前年度比は、平成23年度第1次補正後予算額との比較。▲はマイナス。

道医師国保組合公告

平成24年4月1日
道医国保公示第377号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 赤倉昌巳

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員

野呂紀子（北海道大学：平成24年3月31日 退任）

◎就任された議員

木下哲志（北海道大学：平成24年4月1日 就任）

（任期：上記の組合会議員は、就任された年月日から前任者の残任期間である平成25年1月31日までとする）

道医師国保組合お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎ 包括（全員）資格喪失届

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎ 一部加入届

社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、従業員（准組合員）の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか

※家族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。

※従業員＝社会保険（協会けんぽ等）に加入できない方。
（准組合員）

◎ 一部喪失届

社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、従業員（准組合員）の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか

◎ その他

① 住所・氏名変更届

組合員・従業員（准組合員）の住所・氏名が変更になったとき

② 法第116条該当・非該当届

家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます）および届け出先

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

柔道整復師（整骨院・接骨院）の 施術内容の照会について

～平成24年4月支払い分から柔道整復師のレセプト点検を外部委託～

北海道医師国民健康保険組合

柔道整復師に施術を受けるときは、下記のように健康保険が使える範囲は限定されております。

しかし、使用範囲の誤解から誤った受診をしているケースが見受けられるとの報道があり、本組合では平成24年4月支払い分より外部の専門業者に柔道整復師のレセプト点検を委託し、内容を確認させていただくことにいたしました。

【柔道整復師の施術内容等の照会方法】

書面および電話により照会

【健康保険の使用範囲】

※ 健康保険が使える場合（応急手当を除き、医師の同意が必要）

○ 捻挫 ○ 打撲 ○ 挫傷（肉離れなど） ○ 骨折・不全骨折・脱臼

※ 健康保険が使えない場合

× 日常生活での疲れや肩こり × スポーツによる筋肉疲労

× 病気（神経痛・関節炎・五十肩・ヘルニアなど）からくる痛みやこり

× 脳疾患後遺症などの慢性病 × 単なるマッサージ代替りの利用等

恐れ入りますが照会があった場合は、速やかにご協力を賜りますようお願いいたします。

また、施術内容の照会により知り得た個人情報については、委託先との間で個人情報保護の契約書を締結し、万全を期しております。

組合員の皆様から納めていただいております大切な保険料を有効に活用するための審査として、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

